

## 公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー 長野市にとっておきの旅づくり支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー（以下「この法人」という。）が、旅行事業者に対し、旅行商品に係る広告宣伝及び送客に要する費用の一部を支援することにより、長野市を素材とした提案型の旅行商品の造成・販売を促進し新たな顧客を獲得するため、長野市にとっておきの旅づくり支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅行事業者及び旅行商品)

第2条 支援金の交付対象となる旅行事業者とは、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会加入の正会員及び海外の旅行事業者とする。

2 支援金の交付対象となる旅行商品とは次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 旅行事業者が販売する長野市を素材とした募集型企画旅行及び受注型企画旅行であり、企画単位とする。

(2) 長野市内の宿泊施設に宿泊し、長野市内の観光施設等に立ち寄る旅行商品であること。

(支援金の種類)

第3条 前条第2項に定める旅行商品に対する支援金の種類は、広告宣伝支援金と送客促進支援金の2種類とする。

2 広告宣伝支援金とは、旅行商品の広告宣伝に係る経費を支援するもの。

3 送客促進支援金とは、送客人員に応じて販売に係る経費を支援するもの。

(広告宣伝支援金の交付要件)

第4条 第2条第2項に定める旅行商品で、長野市内の宿泊目標人員が100人以上であり、その旅行商品の募集又は手配することを目的とした媒体が作成されているもの。

(広告宣伝支援金の額)

第5条 広告宣伝支援金の額は10万円とする。

(送客促進支援金の交付要件)

第6条 第2条第2項に定める旅行商品で参加者のうち、長野市内の宿泊施設に宿泊する人員が50人以上であるもの。

2 前項に定める宿泊施設に宿泊する人員とは、連泊または同一人物が2施設以上を利用した場合の宿泊人員の合算はしないものとする。

(送客促進支援金の額)

第7条 前条に定める要件を満たした場合の支援金の額は、宿泊人員に次の表に該当する基準単価を乗じて得た額とする。

実施人員	基準単価	実施人員	基準単価
50人以上100人以下	200円	601人以上 800人以下	450円
101人以上200人以下	250円	801人以上1,000人以下	500円
201人以上300人以下	300円	1,001人以上2,000人以下	530円
301人以上400人以下	350円	2,001人以上3,000人以下	540円
401人以上600人以下	400円	3,001人以上	550円

2 前項に定める支援金の額は2,500,000円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(旅行商品認定に伴う申請)

第8条 旅行事業者は、第2条第2項に定める旅行商品の認定を受ける場合は、長野市にとっておきの旅づくり支援事業承認申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、募集型企画旅行の場合は、旅行実施の60日前まで、受注型企画旅行の場合は旅行実施の30日前までに公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー理事長(以下「理事長」という)に提出しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 前項の申請に伴う費用は全て旅行事業者の負担とする。

(旅行商品の決定)

第9条 理事長は、前条第1項に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認められるときは交付額を決定及び確定し、長野市にとっておきの旅づくり支援事業認定書兼広告宣伝支援金交付決定(確定)通知書(様式第2号)により旅行事業者に通知するものとする。

(広告宣伝支援金の交付)

第10条 旅行事業者は、前条の通知があったときは、支援金の支払いを請求することができる。

2 旅行事業者が前項の請求をするときは、長野市にとっておきの旅づくり支援事業広告宣伝支援金交付請求書(様式第3号)に第4条に定める媒体を添付し、理事長に提出しなければならない。

(送客促進支援金の実績報告)

第11条 旅行事業者は、当該旅行が終了し第6条に規定する要件を満たした場合は、終了した日から30日以内若しくは第9条に基づく決定の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付し、長野市にとっておきの旅づくり支援事業送客促進支援金実績報告書(様式第4号)(以下「実績報告書」という)。

を理事長に提出しなければならない。

(1) 対象となる旅行商品の実施明細書（最終旅行日程表等）

(2) 利用した長野市内の宿泊施設が発行する宿泊人員証明書（様式第5号）

（送客促進支援金額の確定）

第12条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、第7条の規定に基づく交付すべき支援金の額を確定し、長野市にとっておきの旅づくり支援事業送客促進支援金交付確定通知書（様式第6号）により旅行事業者に通知するものとする。

（送客促進支援金の交付）

第13条 旅行事業者は、前条の通知があったときは、支援金の支払いを請求することができる。

2 旅行事業者が前項の請求をするときは、長野市にとっておきの旅づくり支援事業送客促進支援金交付請求書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。